

EU 一般データ保護規則 (GDPR) と日本の個人情報保護法の比較概要

欧州と日本において 2018 年と 2019 年の 2 年間にデータ保護に対する適正基準の相互認証の実現が期待¹されているが、二法体制間にはいくつかの相違点があり未だに解消されていない²。欧州と日本の二つの改正法 (GDPR と個人情報保護法) を比較すると、潜在的に重要な運用上の努力や、欧州と日本の双方のデータ市場を対象とするビジネスと組織における法令遵守への要求といった多くの相違点がある³。それにもかかわらず 両改正法 の近接性およびここ数年間で承認されていたという事実は、「(…) 相違点の重要性は低い」とする主張を裏付けている⁴。

対象地域
対象地域について EU 一般データ保護規則 (GDPR) では、追加事項と共に治外法権原則 (両管轄区域に存在) を詳しく説明している。当原則では、GDPR が定める地域内法的基準は、外国企業や組織がデータ保護法を適用する国内または地域内で製品・サービスを提供している場合に限り、該当地域外においても適用されるとしている。そのため、欧州連合 (EU) および日本の両地域は、国外で設立された企業であっても当該地域内で前述の事業利益を有する場合には、それぞれのプライバシー法の適応範囲を拡大している。また、GDPR では、EU 域外で設立された企業であっても欧州のデータ主体の行動を監視する場合には適用対象となっている、
個人情報
GDPR では、特定の個人または識別が可能な個人に関連する情報を個人情報としているが ⁶ 、日本の法律では、次のように定義が異なっている。日本の個人情報保護法では、個人情報とは「当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができる生存する個人に関する情報である」と若干異なる見解を示している。さらに、日本の法律には、「データベース内で処理される個人情報 ⁷ (個人情報の集合物に特化した規則や手続きに沿ったもの)」が個人データの定義に含まれている。
要配慮個人情報
GDPR での要配慮個人情報は、人種、民族的出自、政治的意見、宗教的または哲学的信条、労働組合への加入、識別を目的とした遺伝子または生体情報処理からなる。日本の法律では、本人の人種、信条、社会的身分または病歴、犯罪歴、ならびにデータ主体が犯罪により害を被った事実 ⁸ に関する情報に含まれている。日本の法律とは異なり、欧州側では労働組合への加入および性的指向などの情報は保護されており ¹⁰ 、日本の法律が定めた要配慮個人情報区分に対する狭義的な解釈が、協議を若干遅らせている原因だとされている ⁹ 。

情報請求権
<p>データ主体の権利について日本の法律では、理由の説明責任（義務の章に記載）により追加された開示、訂正、処理の停止を定めたデータ管理者義務を区別している、GDPR は、情報、アクセス、修正、消去、異議申立て、ならびに説明の請求権など、より体系的な権利を数多く求めている。基本的権利として GDPR では、第 20 条：データ可搬性の権利¹¹(現在のところ日本の法律には規定されていない) を新たに追加することによってデータ主体による自身のデータ制御権を強化している。</p>
データ管理者およびデータ処理者
<p>プライバシー法上で用語「データ管理者 (Data Controller)」を長年使用している欧州連合とは異なり、日本には完全に一致したプロファイルがないようである。実際、当概念は情報処理に責任を負う事業者「業者 (Business Operator)」¹²の見解によって個人情報法上で書き換えられている。日本では法律上、個人データ処理業者 (Data Processor) とは区別されていないとの見方が多い。</p>
罰則および罰金
<p>GDPR では、規則違反レベルを最大で 2,000 万ユーロまたは総売上の 4% に引き上げている。しかし、規制から生じる刑事責任はない。むしろ、日本の法律では、低い違反罰則金 (例：データベース盗用の場合、50 万円 (約 4,200 ユーロ) 以下の罰金) および 1 年以下の懲役を明確に定めている。</p>

1. 高瀬健作氏。 GDPR matchup: Japan's Act on the Protection of Personal Information. IAPP. 2017 年 8 月 29 日
2. March Scott 氏・Laurens Cerulus 氏共著。 プライバシー基準を世界に配信する欧州の新たなデータ保護規則 (Europe's New Data Protection Rules Export Privacy Standards Worldwide). Politico 社. 欧州連合. 2018 年 2 月 6 日
3. 前記脚注 1 を参照
4. 前記脚注 1 を参照
5. 一般データ保護規則. 第 3 条
6. 一般データ保護規則. 第 4 条
7. 前記脚注 1 を参照
8. 前記脚注 1 を参照
9. Julia Fioretti 氏. EU による来年初旬の日本とのデータ転送協定の予測 (EU Sees Data Transfer Deal with Japan Early Next Year). ロイター社. 2017 年 12 月 15 日
10. IAPP. 積極的な EU - 日本間データ保護交渉、複数の相違点 (EU-Japan Data Protection Talks Positive, Some Differences Remain). 2017 年 12 月 18 日

11. 「多様なサービス間におけるデータの個人取得および私的再利用を認めるデータ可搬性の権利 (The Right to Data Portability Allows Individuals to Obtain and Reuse Their Personal Data for Their Own Purposes across Different Services)」. 英国個人情報保護監督機関 (Information Commissioner's Office : ICO). データ可搬性の権利 (Right to Data Portability) : www.ico.org.uk. 最終アクセス日 : 2018年3月19日

12. 前記脚注1を参照